

令和6年度 事業計画書



社会福祉法人あけぼの会

法人本部 事業計画

令和6年度次の事業を行う。

事業所	事業内容	定員
本部（事務局）		
あけぼのこども園	保育所型認定こども園 一時預かり事業	1号認定 15名 2・3号認定 90名

I. 【事業方針】

法人本部においては、法人の業務全般を統括し、法人全体の適正な運営と円滑な業務の遂行に努めます。

地域における社会福祉を取り巻く状況は、福祉業界全体としては人材確保の難しさ、児童福祉施設においては児童数の減少など、依然として深刻な課題を抱える厳しい状況が続いております。

困難な状況下ではありますが、地域における福祉サービスの継続のため、社会情勢の様々な変化による法制度の改正や環境の変化に対応するため、今後も各種規定の整備・改正及び運営事務の効率化、適正な法人運営体制の確保、地域における将来の福祉事業の持続性を見据えた健全な財務基盤の確立に努めます。

II. 【重点実施事項】

- (1) 地域における福祉サービスの水準を確保するため、将来を見据えた健全な財務基盤・経営基盤の確立
 - ・定期的な財務点検の実施
 - ・法人運営事務の体制整備及び運営事務の効率化
 - ・事業所が実施する地域における公益的な取り組みの支援
- (2) 法制度の改正や社会状況の変化に対応するための適正な法人運営体制の整備
 - ・適正な法人運営のための各種規定の整備・改正。
- (3) 人材の確保及び定着のための働きやすい職場づくり
 - ・職場環境整備及び職員の健康づくりの推進
 - ・労務管理体制の充実・改善
 - ・人材確保の活動（企業説明会等への参加、実習生等の受け入れ）

III. 【法人運営】

- (1) 理事会の開催

当法人の業務執行機関として、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算の承認その他重要事項の決定のため、以下に挙げる理事会を開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

5月理事会・・・前年度の決算報告及び事業報告

11月理事会・・・当該年度予算の補正及び事業計画の変更

3月理事会・・・翌年度の予算及び事業計画

(2) 評議員会の開催

当法人の役員を選任、法人運営の基本方針及び運営体制の決定のため以下に挙げる評議員会を開催するほか、必要に応じて臨時評議員会を開催し、重要事項の議決及び法人運営の監督を行う。
定時評議員会（6月）・・・決算及び事業報告の承認、役員（理事・監事）の選任

(3) 監査の実施

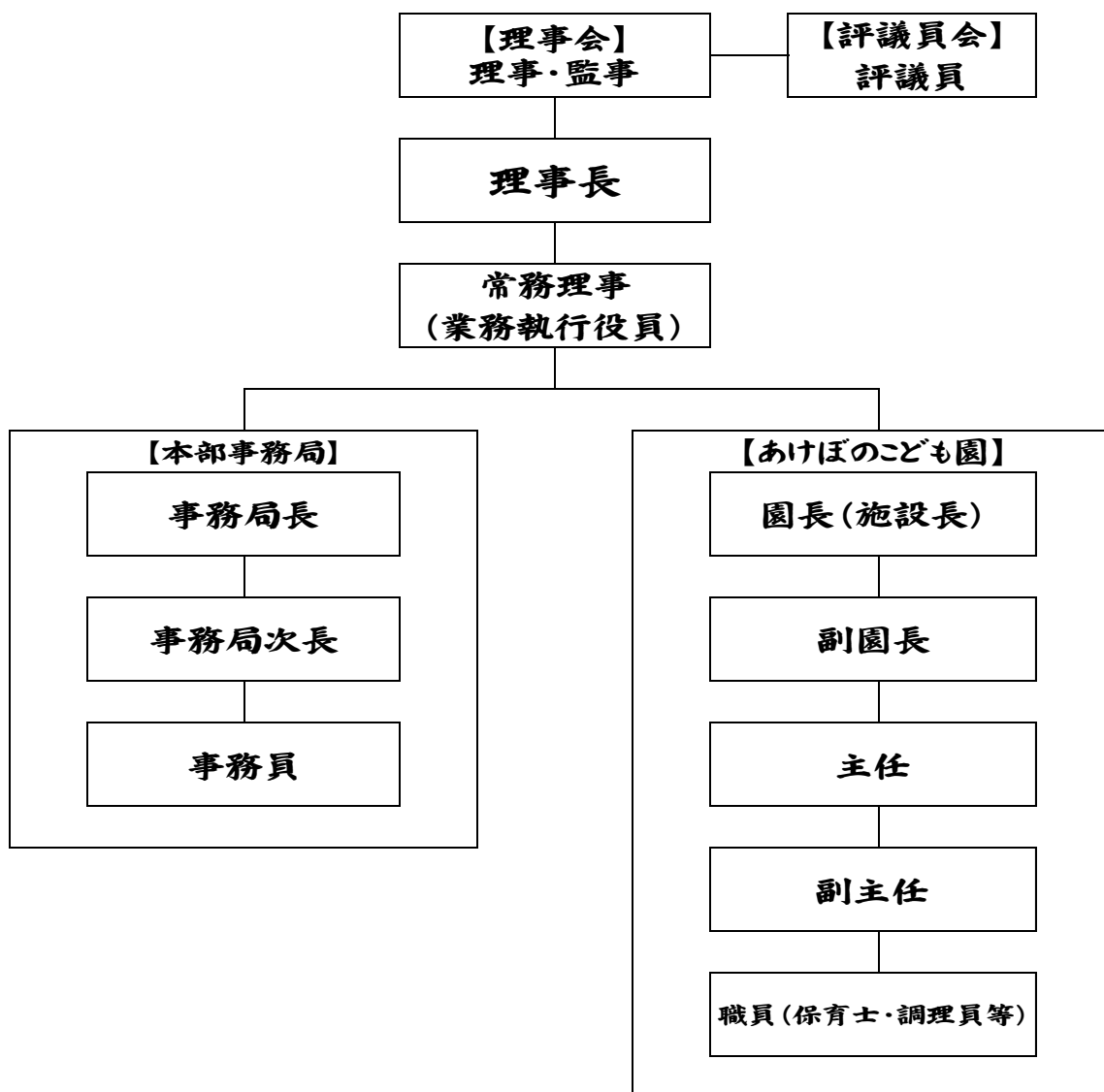
監事2名による、会計諸帳簿及び各種計算書類、法人運営及び施設運営についての監査。
（年1回5月実施）

(4) 研修計画

（令和6年度役員研修計画）

時期（予定）	研修	主催
7月	社会福祉法人指導監査説明会・研修会	島根県地域福祉課
7月	都道府県経営協セミナー（前期）	全国社会福祉法人経営者協議会
8月	公正採用選考推進セミナー	石見大田公共職業安定所
12月	社会福祉法人監事研修	島根県社会福祉協議会
1月	社会福祉法人役員研修	島根県社会福祉協議会
1月	保育施設経営セミナー	全国社会福祉法人経営者協議会
3月	都道府県経営協セミナー（後期）	全国社会福祉法人経営者協議会
3月	社会福祉法人経営者セミナー	全国社会福祉法人経営者協議会

社会福祉法人あけぼの会 組織図



【役員】

役職	氏名	職名
理事	尾崎 康治	理事長
理事	三島 盛由	
理事	馬庭 泰人	
理事	山下 正一	
理事	山崎 宏隆	
理事	森山 尚美	施設長
理事	小川 和也	
理事	尾崎 公志	常務理事
監事	藤井 郁雄	
監事	石田 洋治	

あけぼのこども園

事業計画書

1 【教育・保育目標】

あかるく すなおで げんきな子

2 【基本方針】

あけぼのこども園では「育てること・育つこと・育ちあうこと」を運営の基調として、それぞれの発達段階に応じた保育に取り組んでいます。スローガンは「であいふれあいわかちあい」の瞬間を大切にしながら個別具体的な目標を保育方針として、活動を展開しています。

3 【教育・保育方針】

1 豊かな感性を育む

- ① こどものこころに共感する(安心して気持ちを表現)
- ② さまざまな体験を通して五感を育てる(自然の中であそぶ・五感をきたえる・本物にふれる)
- ③ 人とのふれあいを大切にする(地域交流・異年齢)

2 体カづくり

- ① 遊びは最高の宝物(しっかりあそぶ・遠出の散歩)
- ② リズム運動(バランス感覚)
- ③ 生活習慣(早寝・早起き・朝ごはん)

3 食育への取り組み

- ① お腹がすくリズムの持てる子
- ② 食事の大切さを伝える(離乳食の重要性・よく噛む・楽しく食べる・マナー・感謝)
- ③ つくって食べよう(自園の畑で野菜づくり・素材を知る・クッキング・みそ作り)

4 【保育事業】

*定員 105名 (1号認定:15名 2・3号認定:90名)

*通常保育

心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育・保育を行う。

*障がい児保育事業

心身に障がいをもつ児童に、必要な保育を行うことにより、健やかな発達を促進し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

***延長保育事業**

保育認定を受けた利用子どもが、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合には、開所時間内において延長保育を提供する。

***一時預かり保育事業(一般型)**

家庭の都合や保護者の病気・出産等により、特定の曜日又は緊急に保育が必要となった乳幼児を対象に、一時的に保育を提供する。

***一時預かり保育事業(幼稚園型)**

教育標準時間認定を受けた利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の終了後又は土曜日等において保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を提供する。

***病児保育事業(体調不良児対応型)**

保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、こども園入所時に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦に対する相談支援を提供する。

***地域活動事業**

地域の特性に応じた保育活動を推進し、児童福祉の増進や地域住民の福祉の向上を図る。

***その他**

平日の月曜から金曜をこども園開放日

実習生及び職場体験、保育ボランティアの受け入れ

※すべての事業において新型コロナウイルス感染症等の予防対策を徹底し、情勢などを考慮した上でを行います。(受け入れる場合、健康観察チェック表などの提示を求めること)

5 【施設の現状に対する認識及び今後の在り方】

- ① 園児が素足で遊べる環境を整備します。
(園庭整備・室内環境整備)
- ② 衛生管理(感染症等含め)の更なる徹底を図る為、こども園職員や保護者に対して、手指の消毒、汚物・嘔吐処理等について研修会を重ね正しい知識の普及に努めます。
- ③ 保育所型認定こども園のため、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に実施し、すべての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを実施します。

6 【施設の管理に関する事項】

(1) 職員の研修計画

- ① 園内研修はもとより、園外研修等を行い、保育の資質の向上の為、保育士の人間性や専門性を高め、その内容や成果を職員全員で共有・評価し、実践に生かしていきます。園内研修では、職員相互の信頼関係を形成し、組織として共同性を高め認定こども園全体

の質の向上を目指します。

- ② 教育・保育に関する資格以外にも幅広く一般的な資格取得も奨励し、職員の資質向上並びにスキルアップを図ります。

(2) 緊急時の対応(事故防止、食中毒防止、災害対応の備え等)

① 防犯、防災に対する態勢

[園児の安全対策]

園児の安全管理と避難を最優先とし、まず職員(臨時・パート含む)の安全管理に対する自覚と防犯訓練・研修を第一とします。そして、子どもたちが安心して過ごせる場としていくためにも危機管理意識を待ち、共通の認識を持って日々の教育・保育にあたります。また、利用者である保護者の不安を少しでも軽減できるよう対処します。

- ア. 危機管理に関し、園内・園外あらゆる場で状況を想定した対応について職員会議で話し合い全職員間での共通理解を図ります。
- イ. 園児の安全管理に関して、それぞれの場で職員の役割を明確にし、一人ひとりの意識を促し、協力体制のもと事故防止にあたります。
- ウ. 早朝、延長保育中等、職員体制が手薄の時には特に職員の動きや役割を周知徹底します。
- エ. 事故発生時の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員間で周知徹底します。
- オ. 園児の掌握が完全にできる体制を整え職員全員に周知徹底します。
- カ. 身体的・行動的に特別の配慮が必要な園児の掌握については、平素から全職員が理解しておき、担任ではなくても適切な処置ができるよう取り組みます。

[施設設備面での安全確保]

- ア. 不審者対策として、不審者や不審車両がないかどうか確認できるように、防犯カメラを設置し、園児の安全対策に万全をきたします。
- イ. 不審者の侵入や園児の飛び出しに注意し、出入り口を施錠し管理します。
- ウ. 施設面の安全確保を行うとともに、近隣地域の危険箇所の把握に努めます。

[保護者との連携]

- ア. 園児の送迎は、保護者や家族が行うことを徹底します。
- イ. 保護者が他の人に送迎を依頼し、保護者以外が園児を迎えに来る場合は、保護者からその都度連絡を貰うと共に、細心の注意をはらい職員が必ず確認します。
- ウ. 園児に対し、防犯や事故から身を守るため、保護者会等を通じて保育園の方針を説明し、協力を呼びかけると共に、家庭でも話し合われるよう働きかけます。
- エ. 不審者情報・事故発生等の保育園の対応を保護者に説明し、保護者側からの情報をもらう協力体制を確立します。
- オ.

[地域・関係機関との連帯]

日頃より地域・関係機関との連携を図り、不審者情報の早期収集・不審者侵入時や緊急事態発生時の協力関係を築くため事前に協議を行います。

[不審者への対応]

- ア.送迎時間帯において不審者を見かけた時は、身元の確認(園児名、続柄等)を行い、不審者と認められた時は、暗号等で周囲の職員に危険を知らせ、可能な限り保育室に入れないようにする。直ちに、警察に連絡します。
- イ.送迎時間以外に不審者が来訪してきた場合も警察に通報します。
- ウ.担当保育士は園児から離れないようにして、安全な場所に誘導する。不審者対応は、可能な限りフリーの保育士があたります。
- エ.園外で不審者に遭遇した時は、園児を集めて、安全な場所へ誘導する。場合によって保育士は大きな声を出して周囲に助けを求めます。
- オ.保護者への連絡としての一斉メール配信を実施します。

② 事故防止に対する態勢

[園児の安全対策]

緊急事故・突発事故はどこでもいつでも起こりうるとして子ども一人ひとりを理解し、健全な発達を遂げるに必要な環境整備が必要です。そのためには、保育園職員全体で事故予防に取り組む必要があります。日頃から、安全な環境を整えることを重視し、けがには至らなかつた事例などを取り上げ、共有・検討し、重大事故にいたらないよう、月に一回安全衛生委員会において事案について検討し、対策を取ります。(ヒヤリ・ハットリスクアセスメント)

月1回の施設内及び遊具点検や、日常業務の中で事故が予想される状況など、常に職員間で意思疎通を図ります。その対策について協議し、安全・安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

万が一事故が起こった時のために、緊急時の連絡体制についてのマニュアルを作成し、役割分担を明確化し、普段から職員間の情報交換や意見交換をして事故防止に向けて取り組みます。

- ア.子どもの発達、能力に応じた訓練を計画します。
- イ.職員の子どもへの理解を深め、子どもが潜在的にもつ危険性を把握します。
- ウ.消防署・警察・看護師との協力による応急手当、危機回避プログラム等の研修を行います。

[事故発生時の対応]

- ア.園児の生命と安全を最優先し、適切かつ迅速な応急手当をします。
- イ.保護者に対しては、相手の立場に立って対応します。
- ウ.事故により心身ともに苦痛にあった保護者の気持ちにどう応えていくかが重要であり、真剣かつ誠意ある態度で対応します。
- エ.手順については、マニュアルをよく見える場所に貼り緊急時に備えて対応します。

③ 食中毒防止

[園児の安全対策]

ア.給食の実施にあたっては、調理室設備の清潔保持、食品の品質管理、調理工程の管理を徹底します。

また、調理担当者・食材納入業者、配膳及び食事介助者は安全衛生管理の重要性を意識し、健康管理に努めます。

イ.手洗いの徹底を第一とし、子どもたちに食事前だけではなく、トイレの後や遊びが終わった後は手をしっかり洗う習慣を毎日の生活の中で身につくよう指導します。

ウ.マニュアルにそって、職員の理解・役割分担を徹底します。

[食中毒発生時の対応]

ア.原因が食中毒・感染症等不明な時は、それぞれの可能性を念頭に対処します。

イ.排泄物・嘔吐物等処理することで職員自身が感染する場合もあり、処理にあたっては二次感染を受けないよう十分注意し、周囲への感染拡大を防ぐため、迅速、確実に行います。

ウ.食中毒や感染症が疑われた場合、速やかに大田市子ども保育課に連絡し、保健所へ通報します。

④ 災害対応の備え

[園児の安全対策]

ア.子どもの命を第一に考え、安全な場所への誘導、保護者への引渡し等、災害発生時の対応・対策について、マニュアルにそって職員の役割分担を明確化し、研修を行います。

イ.子どもの発達能力に応じた計画を作成し、毎月1回避難消火訓練を実施します。

また、消防署に依頼し、火災訓練指導を年2回実施します。

[火災発生時の対応]

ア.発見したら大きな声で周りの職員に知らせます。

イ.知らせを受けた職員は速やかに園長に知らせ、非常ベルを鳴らし消防署に通報します。

ウ.誘導係は、担任と共に子どもを安全な場所に避難させます。

エ.状況により保護者に連絡し、子どもを引き渡します。

[地震等の発生時の対応]

ア.園庭に避難し子どもの安全を確保し、人数を確認します。

イ.非常持ち出し品の確認、火元を確認します。

ウ.安全な場所に救護スペースを設置します。

エ.津波発生の場合は、第一次避難場所:久手小学校

第二次避難場所:大田市立第二中学校へ避難します。

オ.保護者へ連絡し、子どもを引き渡します。

※ 職員の役割分担を徹底します。

7 【個人情報保護のための措置】

利用者等の個人情報を適切に取り扱うことについて、個人情報の保護に関する関係法令及び各地方公共団体の条例等に基づき、当こども園が保有する利用者等の個人情報に関し、適切な取り扱いに努力する事と共に、広く社会からの信頼を得るために、当こども園による個人情報管理規程を制定し、個人情報保護に対する基本方針、個人情報の利用目的を策定しこれを公表します。また、ボランティア、実習生に対しても個人情報保護・管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取り扱いを行う様指導・監督・管理を行います。

8 【施設の運営に関する事項】

(1) 行事計画 ・ 自主事業計画

別紙(1)年間行事計画書記載のとおり(令和6年度)

別紙(2)自主事業計画書記載のとおり(令和6年度)

(2) 利用者・利用者に対するサービス向上策

①現状を踏まえ利用者の要望等を把握し、対応できる様サービス面に於いて実施。

また、保護者あて一括メールにより行事変更やお知らせを洩れなく伝える。

(3) 利用者・利用者の要望の把握及びその実現策

① 利用者の要望を把握するため、保護者アンケート調査、保護者面談等を実施します。

② 利用者の要望に対応する為、保護者会と連携します。

③ 実現・改善に向けて取り組みます。

④ 利用者の苦情対応については、速やかに苦情等の解決にあたります。

⑤ 施設利用者満足度の向上に向けて取り組みます。

(4) 経費節減のための方策

① 管理者、職員の意識改革

② 光熱費等の削減

③ 物品購入時の際の、複数見積書の提出

④ 事務処理等の効率化(ICTの活用)

(5) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務

① 害虫防除

② 防火設備・機械警備・電気設備点検(山陰防災電機株式会社ほか)

③ 遊具点検(安江学遊計画株式会社)

④ 園庭管理

⑤ 建物等のメンテナンス(建築関係業者)

⑥ 排水管清掃、高圧洗浄、外部導入管洗浄作業(クリーン株式会社)

9 【地域公益事業】

①地域における公益的な取り組みの実施。(ハッピースマイルプロジェクト)

子育て支援相談会・意見交換会等 {対象:東部ブロック(久手・波根・朝山・富山)}

令和6年度 あけぼのこども園 年間行事計画			
月	行事および活動	クッキング	保護者参加活動
4月	入始園式(6日) お弁当持ち遠足 お茶教室始まり(らいおん組)	みそ作り	入園式・保護者会総会(6日) クラス懇談会(6日)
5月	お茶教室(らいおん組) 田植え(中旬予定) 幼児組親子活動 三瓶牧場での餌やり体験 地域公益活動	3色だんご	田植え(中旬予定) 幼児組親子活動 前期奉仕作業日
6月	アジ焼き 歯科検診 お弁当持ち散歩お茶教室(らいおん組) 消防署避難訓練指導 芋苗植え	みそ作り まき作り	
7月	不審者対応訓練 七夕会 プール開き 英語で遊ぼう お茶教室(らいおん組) お泊り保育(らいおん組) 保護者交流会 地域公益活動 幼児組個人懇談会		保護者交流会 幼児組個人懇談会
8月	港まつり(4日) ⇒らいおん組がよさこい踊りを披露 中学校職場体験 プール納め 乳児組個人懇談 夏野菜焼きそばパーティー	みそ作り	港まつり(4日)
9月	健康診断(乳児・幼児別日) お茶教室 英語で遊ぼう 祖父母参観日 稲刈り体験 波根町敬老会 地域公益事業		中期奉仕作業 祖父母参観日
月	行事および活動	クッキング	保護者参加活動

10月	久手・波根町民運動会 ⇒ (こぐま・きりん・らいおん組 参加) <u>園内運動会(7日)</u> 収穫祭 らいおん組親子三瓶登山 お弁当持ち散歩 久手町文化祭 乳児組親子活動 さんま焼き	みそ作り 収穫祭 ・さんま焼き ・豚汁 ・おにぎり	園内運動会(7日) 乳児組親子活動
11月	お弁当持ち散歩 育児講座 消防署避難訓練指導 波根町文化祭 お茶教室 英語で遊ぼう 地域公益活動	箱寿司クッキング	育児講座
12月	<u>もちつき会(1日)</u> クリスマス会 幼児組おたのしみ会 お茶教室・個人懇談(らいおん組)	みそ作り クリスマスケーキ	もちつき会 (らいおん組祖父母 1日) 幼児組おたのしみ会
1月	お茶教室 地域公益活動 英語で遊ぼう 修了記念写真撮影	クッキー	
2月	せつぶん会 雪遊び(きりん・らいおん組) 観劇会 お茶教室 健康診断(幼児組) クラス懇談会	みそ作り うどん	
3月	ひなまつり会 健康診断(乳児組) 新入園児入園前面接 おわかれ会 思い出遠足(お弁当持ち) <u>卒園式(22日)</u> 地域公益活動	ホットケーキ	後期奉仕作業 卒園式(22日)

(附記) _____ は、理事参加対象事業

別紙（2）

自主事業計画書（令和6年度）			
保育方針等	事業名	目的・内容	実施時期・回数
①	お茶教室	地元の講師の方に日本の伝統であるお茶の作法を学ぶ。動と静の体験学習を含んでいる。	月1回（4月～3月） 年回9～10回
①	地元事業所見学・体験	地元の事業所で、人々が働く姿を見学。地元の牧場での体験活動をする。	5月
④	奉仕作業	園敷地内の草抜きや園児の椅子・机等の清掃活動を行う。	前期：5月 後期：3月
③	米作り・収穫体験	日頃食べているお米の生産活動を通じ、食べる事の楽しさや大切さ、自然の恵みのありがたさなど、体験を通じて感じる。	5月：田植え 9～10月：収穫
①	高齢者施設訪問	お年寄りと触れ合うことにより、思いやりやいたわりの気持ちを育てる。歌や踊りを見てもらい、気持ちが和んでもらえるようにする。	3か所を訪問予定
④ ①	港祭り事業参加 中・高学生職場体験受け入れ	年長児がよさこい踊りを披露。 園児の世話を通して自分も大切に育てられたことを思い出し、子どもと共に楽しい経験をする。また、中高学生が直接働く人や園児と接することにより、また専門職に触れることで働くことを理解し進路選択の意思や意欲の推進活動となり、園児も異年齢との交流により様々なことへの興味関心をはかる。	8月4日 年間を通じて
④	収穫祭	こども園で作った野菜と新米を調理し、さんまとともに地域の方と食の交流をはかる。	10月

保育方針等	事業名	目的・内容	実施時期・回数
①	英語で遊ぼう	異文化に触れる体験を通じ、様々なことへ興味をもてる環境を作り、豊かな感性を育む。	年4回程度
②	リズム運動	リズム運動で、体を動かすことを楽しみ健康な心と体を育む。	毎日
②	園外散歩	園外の環境に触れることで、子どもの関心を広げる。	天候により決定
④	公益活動（ハッピースマイルプロジェクト）	東部ブロックの未就園児親子を対象に子育て交流を行う。在宅での子育ての悩み相談や、こども園の活動や役割を伝え、地域に開けたこども園を目指す。	年6回程度

①豊かな感性を育む ②体カづくり